



小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

2013年9月18日(水)

海外派遣者の労災特別加入制度

海外の事業場で働く時に任意加入できる

労災保険は本来、国内にある事業所に適用され、そこに就労する労働者が給付の対象となります。ですから国内で就労していた方が出向、転勤や派遣で海外勤務する時は労災給付対象外ですが、渡航先国の労災補償制度が適用された場合でも国によっては適用範囲や給付が十分でない事もあります。そこで海外に派遣された方でも日本の労災保険が受けられるようにしたのが海外派遣者の特別加入制度です。

海外派遣者の特別加入の対象者

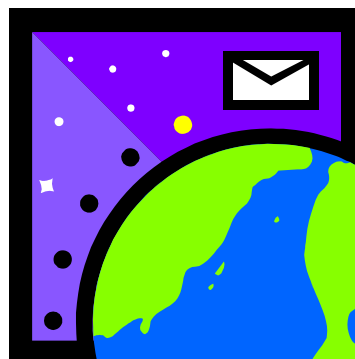
- ①日本国内で事業（有期事業を除く）を行う事業主から派遣されて、海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等、海外で行われる事業に従事する労働者
- ②日本国内で事業（有期事業を除く）を行う事業主から派遣されて海外にある中小規模の事業に従事する事業主及びその他労働者以外の人。中小規模事業は次の通り。海外の国、かつ企業ごとを単位として判断。
 - ア、労働者数 50 人以下・・・金融業、保険業、不動産業、小売業
 - イ、労働者数 100 人以下・・・卸売業、サービス業
 - ウ、労働者 300 人以下・・・上記以外の業種
- ③独立行政法人国際協力機構等の開発途上

地域に対する技術協力実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて開発途上地域で行われている事業に従事する人
海外出張と海外派遣との違い

海外出張は当該海外出張者に関して何ら特別な手続をすることなく労災給付が受けられます。海外出張は単に労働の場が海外にあり、国内事業場に所属し、国内事業場の使用者の指揮に従って勤務する人です。商談、打ち合わせ、調査、アフターサービス等。

海外派遣は海外の事業に所属して海外事業場の使用者の指揮に従って勤務する人です。この場合は特別加入を行っていないければ労災給付が受けられません。出向、転籍等、建設工事等の有期事業も該当します。

加入手続きは国内で労災保険関係が成立している事業主が、所轄の労働基準監督署に特別加入の申請を行い、都道府県労働局長の承認を受けます。



年間保険料は
給付基礎日額
× 365 × 保
険料率 1000
分の 4 で、加
入に応じ月割
も出来ます